

千葉県社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽減制度（千葉県社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱（平成12年8月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定める軽減制度。以下「補助事業」という。）を実施した社会福祉法人等（実施要綱に定める社会福祉法人等をいう。以下同じ。）に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 社会福祉法人等が補助事業を実施することにより生じた当該社会福祉法人等の負担額について、別表1に基づき算定された補助金額を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業の完了後速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 当該年度収支予算書
- (3) 当該年度決算見込書
- (4) 介護保険法に基づく指定事業者であることを証する都道府県知事からの通知の写し（補助事業を実施する介護保険サービス種別、事業所ごと）
- (5) 運営規程（補助事業を実施する介護保険サービス種別、事業所ごと）
- (6) 確認証提示者名簿（別記様式1）
- (7) 補助申請額計算書（別記様式2）
- (8) 都道府県知事及び市区町村長に提出した軽減制度（実施要綱に定める軽減制度をいう。以下同じ。）を実施する旨の申出書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、関係書類等を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

(交付の請求)

第5条 前条に規定する通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）が補助金の交付の請求

をしようとするときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付請求書（様式第3号）に必要書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、交付対象者が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部についてその交付の決定を取り消し、当該補助金額を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）実施要綱及びこの要綱の規定に違反したとき
- （3）その他市長の指示に従わなかったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金返還命令書（様式第4号）により、その取り消しの内容と補助金の返還額等について当該交付対象者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の介護保険サービスの利用に係る軽減制度の実施に対して交付する補助金について適用し、同日前の介護保険サービスの利用に係る軽減制度の実施に対して交付する補助金については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地
申請者
名称 印
代表者名

年度社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金の交付を受けたいので、千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

補助事業の目的及び内容	介護保険サービスを利用する低所得者に対して、利用者負担額を軽減することにより、経済的な負担の軽減を図る。
算出基礎	別紙補助申請額に関する計算書のとおり
添付書類	1 定款 2 当該年度収支予算書 3 当該年度決算見込書 4 介護保険法に基づく指定事業者であることを証する都道府県知事からの通知(写)(補助事業を実施する介護保険サービス種別, 事業所ごと) 5 運営規程(補助事業を実施する介護保険サービス種別, 事業所ごと) 6 確認証提示者名簿 7 補助申請額に関する計算書 8 都道府県知事及び市区町村長に提出した軽減制度を実施する旨の申出書の写し 9 その他市長が必要と認める書類
補助事業の開始年月日	
補助事業の終了年月日	

社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付決定兼額確定通知書

様

千葉市長

印

年 月 日付申請のあった社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金について、次のとおり交付の決定及び補助金額の確定をしたので、千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助金の交付決定額 (確定額)	円
--------------------	---

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金不交付決定通知書

様

千葉市長

印

年 月 日付申請のあった社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金について、次のとおり不交付としたので、千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

不交付とした理由	
----------	--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)千葉市長

所在地
補助事業者
名称
代表者名

年 月 日付千葉市指令 第 号社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付決定
通知書により交付の決定及び額の確定を受けた補助金の交付について、千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減
対策事業補助金交付要綱5条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付決定額 (確定額)	_____円
補助金の既交付額	_____円
交付請求額	_____円
添付書類	1 社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金返還命令書

様

千葉市長

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定及び額の確定をした社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金について次のとおり取り消したので、千葉市社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知するとともに、下記の金額について返還を命じます。

補助金の交付決定額 (確定額)	_____ 円
補助金の既交付額	年 月 日交付 _____ 円
補助金の取消額	_____ 円
返還すべき金額	_____ 円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

別紙様式1

年度 月分社会福祉法人等利用者負担軽減確認証提示者名簿(千葉市利用者分)

社会福祉法人

フリガナ 氏名	介護保険 被保険者番号	軽減確認証 番号	利用サービス (事業所名称)	特養入所者 のみ 旧・新	当月延べ 利用回 (日)数	①当月分本来利用者負担額				軽減による 当月法人負担額 (①-②)
						②当月分軽減後の徴収額				
						介護費(円)	食費(円)	居住費(円)	計(円)	
										①
										②
月分計	名分									

千葉市の確認証提示者について、氏名、軽減額等を記入すること。
 数ヶ月継続して利用している者は、月ごとに記入すること。
 特別養護老人ホームの入所者である要介護旧措置入所者であって、介護費負担の利用者負担割合が95%以上の者であれば利用サービスの右欄に「旧」、
 それ以外であれば「新」と記入すること。

別記様式2 補助申請額計算書

事業所名 (サービス種類)	本来受領すべき 利用者負担総額 (全利用者) A	軽減総額 B	千葉市分 軽減総額 C	市町村比率 (%) D=C/B	Aの10% 相当額 E=A×10/100	全額補助 対象額 F=B-E	控除額 G=A×1/100	控除後 補助対象額 H=(B-F-G) ×1/2	補助金額 I=(F+H)×D
()									
()									
()									
()									
()									
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

「注意点」

- (1) 軽減制度を実施した全事業所について集計すること。
- (2) 各欄の記載要領(各欄の値の算出において一円未満の端数が生じた場合は一円未満を切り捨てて算出すること。)
 - A: 軽減対象者に限らず市内事業所における全利用者について集計すること。(他市区町村を保険者とする利用者分も含む。)

ただし、以下の者に関する費用は含めないこと。

 - ・保険給付の対象とならないサービス利用者についての利用者負担額
 - ・生活保護受給者に係る利用者負担額
 - ・実施要綱第4条第5項に規定する者に係る介護費負担
 - ・実施要綱第4条第6項に規定する者に係る介護費負担、食費負担及び居住費負担(同項に規定する居住費負担を除く。)
 - B: 軽減総額は他市区町村を保険者とする利用者分も含めて集計すること。
 - C: 千葉市を保険者とする利用者分を集計すること。
 - D: 市町村比率は算出後、小数点第三位を四捨五入すること。
 - E～F: 介護福祉施設サービス以外は「0円」として処理すること。

別表1

1. 介護福祉施設(特別養護老人ホーム)の実施事業所に対する補助金額

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{補助金額} & = & \text{(全額補助対象額)} & + & \text{(補助率による補助対象額} & \times & \text{補助率)} & \times & \text{市町村比率} \\
 & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\
 & & \boxed{\text{①}} & + & \boxed{\text{〔軽減総額-①-控除額〕}} & \times & \boxed{\text{1/2}} & \times & \boxed{\text{千葉市分軽減総額/}} \\
 & & \boxed{\text{〔軽減総額-(本来受領額} & & & & & & \boxed{\text{軽減総額(％)}} \\
 & & \text{×10/100)〕}} & & & & & &
 \end{array}$$

2. 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の実施事業所に対する補助金額

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{補助金額} & = & \text{補助率による補助対象額} & \times & \text{補助率} & \times & \text{市町村比率} \\
 & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\
 & & \boxed{\text{軽減総額-控除額}} & \times & \boxed{\text{1/2}} & \times & \boxed{\text{千葉市分軽減総額}} \\
 & & & & & & \boxed{\text{/軽減総額(％)}}
 \end{array}$$

【軽減総額】

軽減対象サービスについて利用者負担額を軽減した総額(他市区町村の被保険者分を含む。)

【本来受領額】

当該事業所における軽減対象サービスの全ての利用者(他市区町村の被保険者を含む。)について、軽減措置を実施しなかった場合に、本来受領する利用者負担額の総額。ただし、以下の利用者負担額を除くものとする。

- ・保険給付の対象とならないサービス利用者についての利用者負担額
- ・生活保護受給者に係る利用者負担額
- ・実施要綱第4条第5項に規定する者に係る介護費負担
- ・実施要綱第4条第6項に規定する者に係る介護費負担、食費負担及び居住費負担(同項に規定する居住費負担を除く。)

【控除額】

本来受領額 × 1/100

注: 全額補助対象額と補助率による補助対象額が0未満の場合、0とする。